

佐渡市地球温暖化対策実行計画  
(第3期)

平成29年3月  
(令和2年2月改訂)  
佐 渡 市

## 改訂履歴

改訂年月	改訂内容
平成 19 年 3 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 1 期）策定
平成 24 年 3 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 2 期）策定
平成 29 年 3 月	佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 3 期）策定
令和 2 年 2 月	IV 第 3 期計画における具体的な目標と取組 2 公用車における環境負荷低減 「佐渡市次世代自動車等率先導入実行指針（令和 2 年 2 月改定）」に改訂 P.1 平成 42 年度を令和 12 年度に改訂 目標年度の平成 33 年度を令和 3 年度に改訂

## 目次

I	計画の趣旨と位置づけ	1
II	基本的事項	1
1	計画の対象範囲	1
2	計画の実施期間及び基準年度	1
3	対象とする温室効果ガス	1
4	第2期計画期間の温室効果ガス排出状況	2
III	全体目標	3
1	二酸化炭素の排出削減	3
2	二酸化炭素排出量の把握	4
IV	第3期計画における具体的な目標と取組	4
1	省エネルギーなどの推進	4
2	公用車における環境負荷の低減	5
3	廃棄物の発生抑制・リサイクル	6
4	環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達	8
5	庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減	8
6	地球温暖化問題に関する職員の意識向上	9
V	進行管理	9
1	計画の推進体制	9
2	取組状況の公表	9

## I 計画の趣旨と位置づけ

地球温暖化の主たる原因は、地球上の人間活動に起因する温室効果ガスの排出に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇であることから、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものとするよう、人々の意識・価値観の転換を伴った排出削減努力を積み重ねていく必要があります。

日本では、平成 27（2015）年 7 月に開催された地球温暖化対策推進本部において、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成 25（2013）年度比で 26%削減する「日本の約束草案」が決定され、同年 12 月に COP21 で採択されたパリ協定や約束草案を踏まえ、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。同計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

本市においても、平成 24 年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「佐渡市地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を策定し、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取組を推進してきました。

第 2 期計画目標では、平成 28 年度の温室効果ガス排出量 27,854t-CO<sub>2</sub>（平成 22 年度比 8%削減）を目指し、取組を推進してきたところ、平成 28 年度実績値は 26,573t-CO<sub>2</sub>（平成 22 年度比 12.2%削減）となり、目標を達成することができました。

地球温暖化対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に係る取組の推進と合わせて継続した取組が必要であることから、第 2 期計画の見直しを行い、引き続き、第 3 期計画を策定します。

なお、本計画は、「佐渡市第 2 次環境基本計画」における市の実践すべき取組として位置づけ、市の事務・事業活動に関し、地球温暖化防止に資する行動計画とします。

## II 基本的事項

### 1 計画の対象範囲

本計画では、市のすべての事務・事業並びにすべての市職員（臨時職員、パート職員等を含む）を対象とします。

ただし、市が指定管理者制度により管理委託した施設における事務・事業は対象としません。

### 2 計画の実施期間及び基準年度

計画の実施期間は、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間とし、基準年度は平成 28 年度とします。

ただし、技術の進歩、社会情勢の変化により必要に応じて計画の見直しを行います。

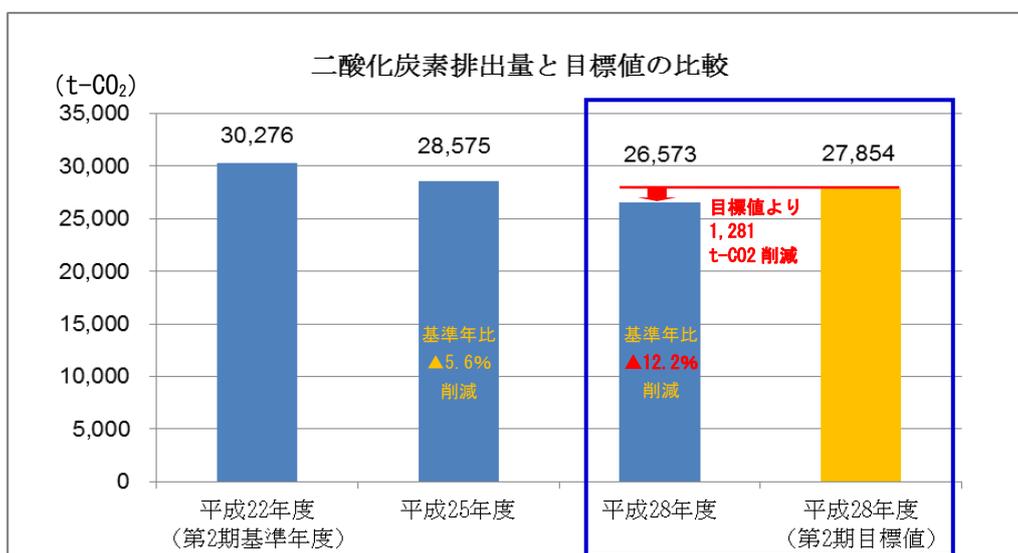
### 3 対象とする温室効果ガス

本計画では、市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の 98%を占める二酸化炭素のみを対象とし、その削減に努めます。

## 4 第2期計画期間の温室効果ガス排出状況

### (1) 第2期計画における二酸化炭素排出量の推移

平成 28 年度の温室効果ガスにおける二酸化炭素排出量は、第2期計画削減目標値 27,854t-CO<sub>2</sub> (平成 22 年度比 8.0%削減)に対し、26,573t-CO<sub>2</sub> (平成 22 年度比 12.2%削減)となり、第2期計画目標を達成しました。



### (2) 第2期計画における削減目標達成状況と二酸化炭素排出源別の排出量割合

#### ①第2期計画における削減目標達成状況

平成 28 年度実績では、「軽油」、「都市ガス」、「自動車の走行（軽油）」及び「市内ごみ排出量」を除く項目で第2期計画削減目標を達成しました。

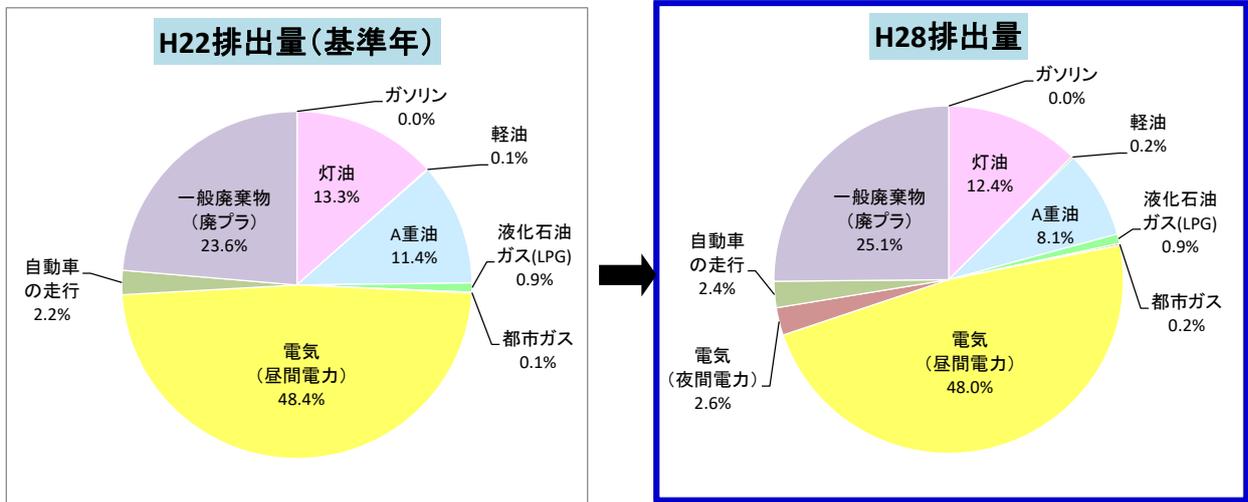
なお、「軽油」の大幅な増加については、停電時の自家発電用燃料が主な要因となっており、「A重油」の大幅な減少と「都市ガス」の大幅な増加については、複数施設の空調設備を「A重油」から「都市ガス」に変更したことが大きな要因となっています。

項目	基準年度 (平成 22 年度)	第 2 期計画 目標値	平成 28 年度 実績値	目標 達成状況
ガソリン	3,757 L	-	2,462 L	-34.5%
灯油	1,621,097 L	9%削減	1,327,221 L	-18.1%
軽油	9,927 L	-	17,073 L	72.0%
A重油	1,270,476 L	8%削減	799,171 L	-37.1%
液化石油ガス(LPG)	42,920 m <sup>3</sup>	8%削減	38,945 m <sup>3</sup>	-9.3%
都市ガス	12,871 m <sup>3</sup>	5%削減	14,105 m <sup>3</sup>	9.6%
電気(夜間電力含む)	28,592,735 kWh	8%削減	26,253,829 kWh	-8.2%
自動車の走行(ガソリン)	182,366 L	8%削減	162,824 L	-10.7%
自動車の走行(軽油)	98,409 L	8%削減	104,905 L	6.6%
水道使用量	326,248 m <sup>3</sup>	5%削減	209,586 m <sup>3</sup>	-35.8%
市内ごみ排出量	22,908 t	7%削減	21,789 t	-4.9%

※着色部は、目標未達成項目を示す。

## ②二酸化炭素排出源別の排出量割合

平成 28 年度における二酸化炭素排出源の使用量割合は、一般廃棄物を除き、電気（夜間電力含む）が 50.6%と全体の約半数占めており、次いで灯油 12.4%、A重油 8.1%となり、3区分で全体の約 70%を占めています。



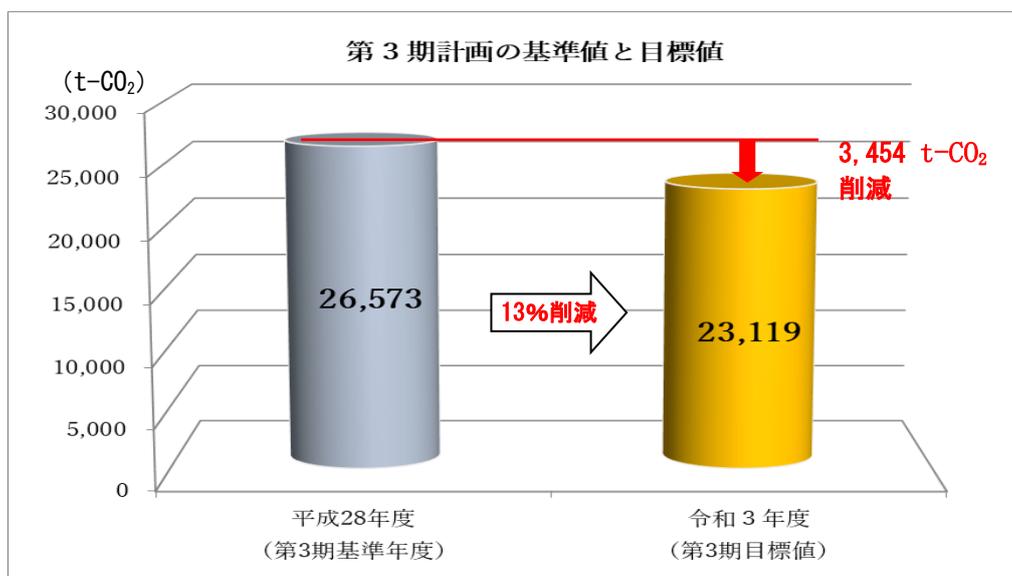
## Ⅲ 全体目標

### 1 二酸化炭素の排出削減

温室効果ガスにおける二酸化炭素の削減目標は、以下のとおりとします。

第3期計画の目標値(令和3年度)は、基準年度(平成28年度)比で13%の削減を図ることとし、本市において温室効果ガス排出割合の大きい電気使用量等を中心に削減に取り組みます。

令和3年度における二酸化炭素排出量を基準年度（平成28年度）比で **13%削減** を目指します。



#### ◆目標設定の考え方◆

第2期計画期間中の職員数・ごみ排出量の減少傾向のほか、職員一人ひとりの削減努力、電気自動車導入による効果を踏まえ13%の削減目標を定めました。

## 2 二酸化炭素排出量の把握

市の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量を把握するため、年間を通じて以下の調査活動に取り組みます。

- ① ガソリン、重油、灯油、電気、水道、ガスなどの資源・エネルギー使用量
- ② 公用車の車両台数等
- ③ ごみ等、廃棄物の排出量や資源回収量
- ④ 各部署の取組状況 など

## IV 第3期計画における具体的な目標と取組

### 1 省エネルギーなどの推進

#### (1) 燃料使用量・電気使用量の削減目標

項目	基準年度使用量 (平成28年度)	削減目標	令和3年度 目標値
ガソリン	2,462 L	8%削減	2,265 L
灯油	1,327,221 L	7%削減	1,234,316 L
軽油	17,073 L	8%削減	15,707 L
A重油	799,171 L	7%削減	743,229 L
液化石油ガス(LPG)	38,945 m <sup>3</sup>	8%削減	35,829 m <sup>3</sup>
都市ガス	14,105 m <sup>3</sup>	8%削減	12,977 m <sup>3</sup>
電気(夜間電力含む)	26,253,829 kWh	20%削減	21,003,063 kWh

#### 具体的な取組

- 冷房28℃、暖房20℃による室内温度管理を徹底します。
- 夏季(6～9月)におけるクールビズ(ノーネクタイ、ノー上着、軽装の励行)や秋・冬季(11～3月)におけるウォームビズ(重ね着などの励行)に取り組みます。
- 緑のカーテン設置やブラインド等の適切な利用により採光・遮光を効率的に行います。
- 定期的に空調設備のメンテナンスを行います。
- 執務室内のレイアウトを工夫するなど、空調の効率化に取り組みます。
- 庁舎内の一旦消灯に取り組みます。
  - ・ 朝は、8時30分に一斉点灯
  - ・ 昼は、12時～13時の間、来庁者窓口を除く庁内一斉消灯
  - ・ 17時30分以降は、時間外勤務を行う職員が、不必要な箇所を消灯
- 昼休みや退庁時など、OA機器の不使用时(30分以上使用しない時など)は電源を切ります。
- OA機器の節電機能(余熱モードなど)の活用を徹底します。
- ノー残業デーにおける定時退庁を徹底します。
- 深夜電力の有効活用を図ります。

- 電気設備の変更は、省エネルギー型を選択します。
  - ・ トイレや廊下等の照明への人感センサー設置に取り組みます。
  - ・ 白熱電球からLED電球への切替えに取り組みます。
  - ・ 器具の清掃などにより、照度の効率化を図ります。
  - ・ 蛍光灯をインバーター照明に切替えます。
  - ・ エネルギー効率の高い調理器具などの導入に取り組みます。
- 事業系施設は、機械の効率的な運転に取り組みます。
- 断熱性の高い構造の導入や自然光の効率的な利用に取り組みます。
- 部分消灯ができるようフロアごとの配線の見直し、または、簡易スイッチの取付けなどに取り組みます。
- 最大需要電力計（デマンド計）の導入により最大電力使用の抑制に努めます。

## (2) 水道使用量の削減目標

項目	基準年度使用量 (平成 28 年度)	削減目標	令和 3 年度 目標値
水道	209,586 m <sup>3</sup>	5%削減	199,107 m <sup>3</sup>

### 具体的な取組

- 職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、節水に努めます。
  - ・ 洗面所、給湯室での節水に取り組みます。
  - ・ 洗車時は、ホースの先にコックを設置し、こまめに調節します。
- 節水コマなどの節水設備の導入に取り組みます。
- トイレ自動水栓装置・自動洗浄装置、擬音装置などの導入に取り組みます。
- 貯留タンクなど雨水利用設備の導入に取り組みます。

## 2 公用車における環境負荷の低減

### (1) 電気自動車の導入目標

項目	基準年度台数 (平成 28 年度)	導入目標	令和 3 年度 目標値
電気自動車	1 台	1 年当たり 1 台	6 台

### 具体的な取組

- 「佐渡市次世代自動車等率先導入実行指針(令和2年2月改定)」に基づき、計画的に電気自動車を導入します。
  - 公用車の切替え時、または、新規購入時は、保有の必要性を十分考慮し、総保有台数を削減します。
- ※ 切替え時とは、登録6年以上経過(軽自動車を含む)あるいは10万km以上走った時点をいいます。

## (2) 公用車における燃料使用量の削減目標

項目	基準年度使用量 (平成 28 年度)	削減目標	令和 3 年度 目標値
ガソリン	181, 243 L	8 %削減	166, 744 L
軽油	96, 327 L	8 %削減	88, 621 L

※使用量及び目標値は当初予算ベースとする。

### 具体的な取組

- アイドリングストップなどのエコドライブに取り組みます。
  - ・ 駐車や長時間停車する場合は、車のエンジンを切ります。
  - ・ 急発進、急加速をせず、加減速の少ない運転をします。
  - ・ 不要な荷物を載せません。
  - ・ 計画的ドライブに取り組みます。
  - ・ エアコンの使用を控えめにします。
- タイヤの空気圧調整など、定期的に点検・整備します。
- 走行時の二酸化炭素の排出削減に資する部品・物品の装着・導入に取り組みます。
- 運転視界を妨げない範囲で、公用車への断熱フィルムの装着に取り組みます。

## (3) 自動車利用の抑制

### 具体的な取組

- 公共交通機関の利用の促進に取り組みます。
- 近距離の移動は、徒歩や自転車を利用します。
- 近距離通勤での自動車の使用自粛やノーマイカーデーの実施などに取り組みます。

## 3 廃棄物の発生抑制・リサイクル

### (1) 庁舎・施設などからの廃棄物の削減

#### 具体的な取組

- 「ごみ箱から古紙ゼロ運動」をさらに推進します。

#### ○古紙の発生抑制

- ・ 電子決裁など電子データの使用によりペーパーレス化を図ります。
- ・ 職員一人ひとりが紙類を大切に使うよう心がけ無駄な紙の使用を抑制します。
- ・ 資料はできるだけ1枚（最小限）での作成を徹底します。
- ・ 不必要な資料は「作らない・渡さない・求めない」を徹底します。
- ・ 資料の簡素化を徹底し、印刷冊子などは配布先、印刷部数を精査し削減します。
- ・ 電子メールや掲示板、回覧板を積極的に活用します。

- コピーやプリンター印刷では、両面コピー、両面印刷の徹底及び集約印刷の効果的利用を行います。
- ミスコピーの防止に努めます。
- 資料の小さなミスは手書きで補い、再コピーをしないようにします。

○古紙の再利用

- 使用済み封筒の再利用を徹底します。

○古紙のリサイクル

- 古紙回収箱を設置し、品目ごとの分別・収集を徹底します。
- 廃棄書類や図書などの再資源化を行います。
- 機密書類の廃棄はシュレッダーを利用し、リサイクルに努めます。

- 市が実施するイベントでのごみの減量化に取り組みます。
- 商品の過剰包装を断ります。
- 各部署で物品の在庫管理を徹底し、重複調達や期限切れ廃棄などの防止を徹底します。
- 事務用品の再利用を推進するとともに、使い捨て製品の調達を自粛します。
- 分別を徹底するため、種類ごとの回収ボックスを設置します。
- マイボトル、マイバック、マイ箸の利用を進めます。

(2) 市民・事業者などが排出する廃棄物の削減目標

項目	基準年度使用量 (平成 28 年度)	削減目標	令和 3 年度 目標値
ごみ排出量	21,789 t	8 %削減	20,046 t

具体的な取組

- 「佐渡市一般廃棄物処理基本計画(平成 25 年 3 月見直し)」に基づき、ごみの減量(ごみの発生抑制)に向けた取り組みを推進していきます。  
※ 平成 28 年度 1,047g ⇒ 令和 3 年度 990g (57g/人・日削減)
- マイバッグ(買物袋)の普及展開、生ごみのコンポスト化の普及促進、環境にやさしい製品の購入やサービス利用の推進により、廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を高めます。
- 廃棄物に関する情報を、市のホームページなどにより市民に積極的に提供するとともに、社会全体で 3R 活動の推進のための意識改革を図ります。
- 3R 活動の推進に向けて「イベントごみ減量大作戦」を実施し、各主体の自主的なイベントごみの減量化に向けた取組を支援します。
- 地域に根ざした 3R 活動を推進するため、各主体が連携した活動が促進されるよう必要な情報提供などの支援を行います。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装や紙製容器包装の分別収集に取り組みます。

- 古紙の拠点回収に取り組みます。
- 食品ロス削減「3010 運動」などの取組を推進します。

#### 4 環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達

##### 【目標】

「佐渡市環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 17 年 4 月策定)」に基づき、グリーン購入を推進します。

##### 具体的な取組

- 特定調達品目以外の物品などを調達する場合、エコマークなどの環境ラベリングを参考に、できるだけ環境に負荷の少ない物品などを調達します。
- 公共工事における資材(溶融スラグや地元産材など)、建設機械、工法及び目的物についてもグリーン購入に取り組みます。
- 環境への負荷が少ない物品に関する情報の共有化を図ります。

#### 5 庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減

##### (1) 新エネルギーなどの活用

##### 【目標】

太陽光などの自然エネルギーの導入について、新規の公共施設建設および大規模改修時に積極的に導入します。

##### 具体的な取組

- 小中学校や庁舎などの公共施設へのLED照明・太陽光・風力発電設備の導入に取り組みます。
- 廃棄物発電・廃熱利用、木質系バイオマス資源・地中熱など未利用エネルギーの有効利用を検討します。

##### (2) 庁舎・施設からの汚染物質の削減

##### 具体的な取組

- 有害物質の使用にあたり、排出・排水処理などを確実に実施します。
- 特定フロンなどの使用機器は、定期点検等の適正管理を行い、漏洩防止を図るとともに、廃棄時は特定フロンなどの適切な回収を行います。
- 消火設備の新設・更新時は、人命の安全及び機器などの保護に必要な場合以外、ハロン消火設備を選択しないよう努めます。

### (3) 公共工事の実施における環境配慮

#### 具体的な取組

- 「佐渡市環境基本計画（第1次～第2次）」に定める開発行為別環境配慮指針に基づいた公共工事の実施に取り組みます。
- 工事の実施にあたっては、資源・エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など、環境の保全に配慮します。

### (4) 緑化の推進

#### 具体的な取組

- 公共施設における緑地の適正な管理や生垣・花壇の整備に取り組みます。

## 6 地球温暖化問題に関する職員の意識向上

#### 具体的な取組

- 地球温暖化対策の推進をはじめ、環境保全に関する情報の共有化を図ります。
- 環境に関する研修会への職員の積極的な参加を図り、職員に対する研修を計画的に実施します。
- 国民運動「COOL CHOICE」の取組を推進します。

## V 進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進については、別に定める「佐渡市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」によることとします。

### 2 取組状況の公表

本計画の実施状況は、佐渡市の環境や市のホームページを通じて、毎年度市民に公表します。

令和2年2月10日改訂